

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

居宅訪問型児童発達支援の実施について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

居宅訪問型児童発達支援の支給決定事務については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて」（平成30年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）（以下「平成30年3月6日付け事務連絡」という）、「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」（令和元年7月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）等に基づき実施していただいているところです。今般、居宅訪問型児童発達支援について、通所施設へ通うための移行期間として障害児の通所施設への通所と併せて支給決定する場合の具体的な運用例について下記の通りお示いたしますので管内市区町村への周知をよろしくお願いいたします。

記

「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」の第2の「Ⅲ 通所給付決定」の2(2)③において、居宅訪問型児童発達支援は「対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせる通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。」としているところである。ここでいう「移行期間」として考えられる具体的なケースについては、以下に例示をお示しするので、各自治体においては、これを参考にしつつ、個別の児童の状態に応じて柔軟に検討し、居宅訪問型児童発達支援の支給決定について判断されたい。

【例1】

毎日の通所は体力的に難しいが、居宅訪問型児童発達支援と通所施設（※）を併用しながら段階的に通所回数を増やし、通所施設に移行する場合

※ 児童発達支援や放課後等デイサービスに限らず、保育所や幼稚園などとの併用も同様に考えられたい。

【例2】

学校に通学しており、授業終了後に放課後等デイサービスを利用中であるが、毎日の通所が体力的に難しいため、居宅訪問型児童発達支援と放課後等デイサービスを併用し

ながら段階的に回数を増やし、通所による支援に移行する場合

【例3】

現に通所施設に通所しているが、冬期など時期によって感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことが予測される場合

【例4】

通所施設に通所していたが、全身状態の悪化が見られ通所が難しくなってきた場合、居宅訪問型児童発達支援のみの利用が考えられるが、状態が悪いながらも少しでも通所可能な状態であると判断でき、障害児や保護者が引き続き通所することも希望する場合

【例5】

日常的に家族が送迎可能な範囲内に通所施設はないが、月数回であれば送迎可能であり、送迎可能な時は通所施設、送迎が難しい場合は居宅訪問型児童発達支援を利用することで継続した支援が可能となる場合

ただし、この場合、当該自治体において、医療的ケア児等に対する発達支援のため適正に通所できる場の確保の観点より、医療的ケア児等の協議の場や、(自立支援)協議会を活用して、通所の場の確保について検討することを、支給決定の条件とする。

【例6】

通所可能な範囲に通所施設はあるが、利用児童が多く希望通りに利用ができないため、居宅訪問型児童発達支援を利用することで継続した支援が可能となる場合

ただし、この場合、当該自治体において、医療的ケア児等に対する発達支援のため適正に通所できる場の確保の観点より、医療的ケア児等の協議の場や、(自立支援)協議会を活用して、通所の場の確保について検討することを、支給決定の条件とする。

また、居宅訪問型児童発達支援における支給決定等の取扱いについては、「平成30年3月6日付け事務連絡」において、「障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須」としており、居宅訪問型児童発達支援と通所施設への通所を組み合わせる通所給付決定を行う場合は、発達支援に関する本人及び家族のニーズを把握した上で、「移行期間である」と判断することの必要性やその方法・期間が障害児支援利用計画案に明記されていることが必要である。併せて、移行に関して本人の状態像など医師の客観的評価を求めることとする。

なお、医師の客観的評価については、診断書を求める必要はなく、障害児支援利用計画作成にあたってのサービス担当者会議での確認その他の方法にて医師の確認を得ることで足りるものとする。

以上

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037)

shougaijishien@mhlw.go.jp